

# 12月の休館日

4日(月) 11日(月) 17日(日) 18日(月) 23日(祝・土)  
25日(月) 29日(金) 30日(土) 31日(日)

浪江in福島ライブラリー きぼう  
(仮設浪江図書館)

TEL・FAX 024(573)4295

E namielib@gmail.com

〒960-0241 福島市笹谷字片目清水30-8

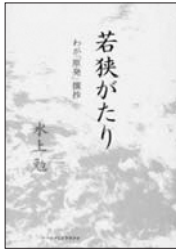
◆貸出冊数 1人5冊まで ◆利用時間 9時~17時  
※お気軽にご利用ください。



## 「キミの目が覚めたなら ~8年越しの花嫁~」

中原尚志・麻衣/著  
主婦の友社2015

結婚식을3か月後に控えた新婦に、原因不明の病が襲いかかる。抗NMDA受容体脳炎という難病だった。心肺停止、昏睡状態から徐々に回復し、リハビリを経て結婚式を迎えるまでの記録。家族が支え、待ち続けた奇跡の8年間の実話です。



## 「若狭がたり わが「原発」撰抄」

水上勉/著 アーツアンドクラフツ2017

2004年に亡くなった水上勉の故郷は福井原発のある大飯町。1997年に出版した「故郷」の中には原発で事故が起きたら、放射能のゴミをどこに捨てればいいのか…が語られている。水上の在所若狭と原発について生前に書かれたものから、そのエッセンスを撰抄という形で届ける。



## 「もう献立に悩まない」

高木 夏み/著  
マガジンハウス2016

食事作りをする私にとって頭を悩ます「今日のご飯何にしよう?」。この本には「献立に悩まない」ためのルール&レシピが満載!! 今日から使える献立の決め方、作り方、時短技まで、できそうな事を一つずつ実践していくだけで毎日のご飯作りがスムーズに楽しくなる。キッチンに置きたいおすすめの本1冊です。

読んでみませんか

## いつか役に立つ

# 法律知識

No.12



弁護士 大橋 征平  
総務課 主幹  
(所属：福島県弁護士会)

今回以降、自筆証書遺言についてお話しします。

### 遺言②(自筆証書遺言)

前回お話ししたように遺言は、法律の定める方式を守らないと無効となります。以下、方式について説明をします。

まず、自筆証書遺言は、全文、日付、氏名を遺言者が手書きしなければならぬとされています。ワープロで遺言を作成すると無効になります。録音なども無効です。代筆も無効です。日付は、平成〇年〇月〇日までしっかり書かないといけません。7月吉日と記載された遺言を無効とした判例があります。ただし、日付は特定可能であれば良いとされており、70歳の誕生日という記載でも良いとされています。また、押印もしなければいけないことになっています。認印でも良いですが、実印の方が良いと思います。指印(拇印)でも良いとされていますが、花押は無効とされています。法律上は、遺言を封筒に入れ

なければならぬとはされていません。ただ、遺言は長期間保管するものですので、封筒に入れるのが通常です。なお、封印してある遺言は、家庭裁判所でない限り開封できないことになっています。これに違反すると、5万円以下の制裁金が科される可能性があります。

この開封する手続を、検認といいますが、検認についてもここで説明します(封印をしていない遺言書も検認は必要です)。検認は、遺言書の形状や内容などを明確にして、遺言書の偽造等を防止するために行われます。家庭裁判所に検認の申立てをすると、裁判所は、検認を実施する日を決めて全ての相続人に検認が行われることを通知します。申立人以外の人は、検認に立会いをするかどうかは自由です。検認では、遺言書の状態が確認され、記録されます。なお、封印のある遺言書を、検認を経ずに開封してしまったとしても、それだけでは遺言書は無効になりません。開封後でも良いので、検認手続をしてください。